

平成21年度

地域新エネルギー導入促進事業

公募要領

平成21年4月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

目次

1. 事業概要	1
1. 1 背景	1
1. 2 目的	1
1. 3 補助対象事業	1
1. 4 補助対象事業者	3
1. 5 補助対象となる事業スキーム	4
1. 6 補助対象経費	5
1. 7 補助率	6
1. 8 事業期間	7
1. 9 交付要件	8
1. 10 規模要件	11
1. 11 特記事項	23
2. 事業スキーム	25
3. 予算	25
4. 実施方法	26
4. 1 事業の公募について	26
4. 2 交付の申請について	26
4. 3 交付の決定について	27
4. 4 補助事業の開始について	27
4. 5 補助事業の計画変更について	28
4. 6 補助事業の完了について	28
4. 7 実績報告及び額の確定について	28
4. 8 補助金の支払いについて	28
4. 9 取得財産の管理等について	29
4. 10 間接補助金の交付の際に付すべき条件について	29
4. 11 プレス発表について	29
4. 12 利用状況等の報告について	29
4. 13 罰則・加算金等について	30
4. 14 アンケート調査について	30
4. 15 個人情報の取り扱いについて	30

5. 審査	31
5. 1 審査方法	31
5. 2 審査項目	31
6. 年間スケジュール	32
7. 公募期間及び書類提出先	33
7. 1 公募期間	33
7. 2 書類提出先等	33
7. 3 提出方法	33
7. 4 資料の配付	33
8. 提出書類	34
9. 補助金交付申請書類の記載例	36
10. 参考資料	112

1. 事業概要

1. 1 事業の背景

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保及びCO₂排出抑制等地球環境対策として、新エネルギー等の導入をより一層促進することが求められています。

従来は、専ら国の主導で新エネルギー等の導入促進が図られてきましたが、地域におけるエネルギー賦存状況に応じて導入を進めていくことが望ましい分野や、気候風土、生活環境等の差異を踏まえた施策が要求される分野については、地方公共団体や地元根ざしたNPO等の非営利民間団体が、その施策の担い手となることが有効です。

そこで、デモンストレーション効果の高い地方公共団体の新エネルギー等の導入施策を実現することにより、地方公共団体を中心とした積極的な取り組みを全国的に波及させるとともに、NPO等の民間団体による継続的な非営利活動を支援することにより、新エネルギー等の導入の加速的促進を図ることが必要となっています。

1. 2 目的

この事業は、地方公共団体、特定非営利活動法人等地域密着型の営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「非営利民間団体」という）が策定した地域における新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する「新エネルギー等設備導入事業（以下「設備導入事業」という）」及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業（社会システム枠）について、その加速的な導入促進を図ることを目的とします。

1. 3 補助対象事業

地方公共団体、又は非営利民間団体が新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する設備導入事業及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業（社会システム枠）を補助対象事業とします。補助金の交付に当たっては普及啓発事業も併せて実施していただくことが必要です。普及啓発事業の経費は補助対象外となります。

(1) 地方公共団体

地域の取り組みとしての先進性等がある新エネルギー等の設備導入事業。

補助対象事業は別表に示した交付要件（p8～10）、規模要件（p11～15）を満たすことが必要です。なお、中古品の導入については補助対象外となります。

(2) 非営利民間団体

営利を目的とせずに行う新エネルギー等の設備導入事業（※）。補助対象事業は別表に示した交付要件（p8～10）、規模要件（p16～18）を満たすことが必要です。なお、中古品の導入については補助対象外となります。

※：営利を目的としない設備導入事業とは売電のように設備導入に伴って収入が得られる活動は、通常は営利活動とみなされますが、得られた収入を資金提供者に対する配当や団体構成員に対する賞与等の支給に使用せず、補助金対象設備導入のための借入金の返済、設備の運転・維持管理及び今後の非営利活動のための資金として運用する場合に限り非営利活動とみなします。

(3) 社会システム枠

地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業。

補助対象事業は別表に示した交付要件 (p8~10)、規模要件 (p19~22) を満たすことが必要です。但し、革新的なエネルギー高度利用技術 (天然ガスコージェネレーション、燃料電池) は補助対象外となります。なお、中古品の導入については補助対象外となります。

1. 4 補助対象事業者

(1) 地方公共団体

地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）。

(2) 非営利民間団体

特定非営利活動法人、公益法人等の営利を目的としない事業を行う民間団体であり、申請時に以下の要件についての証明書類等を提出できる団体。また、事業の補助対象経費に、国からの他の補助金、交付金等が含まれないことが条件となります。

- ①法人格の取得に必要な諸官庁の認証等を受け、登記等の手続きが完了していること。
- ②事業に必要な自己資金を確保しているほか、資金の調達方法が明確であること。
- ③定款、前年度の収支決算書、申請年度の事業計画書及び収支予算書等を整備していること。
- ④継続的な非営利活動実績又は継続的かつ具体的な非営利活動計画を有していること。
- ⑤具体的な事業実施計画があること。
- ⑥必要な監査を行っていること。

(参考) 補助対象法人の例

- ・ 社団法人、財団法人（民法）
- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- ・ 学校法人（私立学校法）
- ・ 社会福祉法人（社会福祉事業法）
- ・ 医療法人（医療法）
- ・ 宗教法人（宗教法人法）
- ・ 更生保護法人（更生保護事業法）
- ・ 労働組合（労働組合法）
- ・ 信用金庫（信用金庫法）
- ・ 共同組合、共済組合（各種組合法）
- ・ 土地改良区（土地改良法）
- ・ 一般社団法人、一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）
- ・ 公益社団法人、公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）
- ・ その他特別法で認められた法人（独立行政法人、国立大学法人等）

(3) 社会システム枠

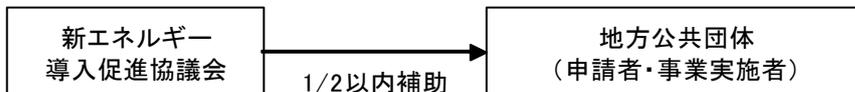
地方公共団体と民間事業者が共同で申請してください。なお、共同申請者には、設備導入、普及啓発事業に加え、設備導入後の事業運営全てについての責任を負っていただくこととなります。

1. 5 補助対象となる事業スキーム

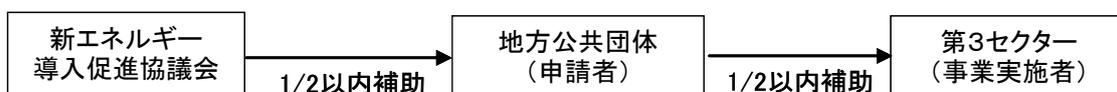
(1) 地方公共団体

次の2つ（下記のア. 及びイ.）の事業スキームを補助対象とします。

ア. 地方公共団体が行う新エネルギー等導入事業



イ. 地方公共団体の出資に係る法人（第3セクター）が行う新エネルギー等導入事業



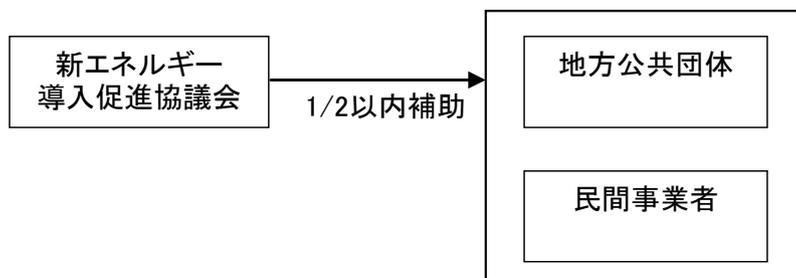
注1：事業目的、当該地方公共団体の関与の度合い等を総合的に勘案して、当該地方公共団体が主体的に取り組んでいると認められる事業であること。

注2：当補助金における地方公共団体の出資に係る法人とは、会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、若しくは特例有限会社又は民法、若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された社団法人、若しくは財団法人であって、地方公共団体の出資比率が50%超であるものをいう。出資比率が50%以下である場合は、新エネルギー等事業者支援対策事業に申請ください。

(2) 非営利民間団体



(3) 社会システム枠



1. 6 補助対象経費

(1) 設備導入事業費

費目	内容	備考
設計費	新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置等の設計費（耐震設計のボーリング調査など、耐震等調査費を含む）	・ 事前調査費等は対象外 ・ 計画書作成のための基本設計費は対象外
購入費	新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、又は据付等に必要な経費	・ 土地の取得及び賃借料は対象外
工事費	新エネルギー等の導入事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	・ 建屋は対象外（雪氷熱利用、水力発電は除く） ・ 既設構築物の撤去費は対象外 ・ 工事の諸経費は工事費で整理
その他経費	その他、新エネルギー等の導入事業を行うために直接必要なその他経費。電力負担金、管理費（完成検査のための職員旅費等）等。	・ 協議会や業者との打合せのための旅費は対象外 ・ 振込手数料は対象外 ・ 通信運搬費、消耗品は対象外

注：設備導入後に利用状況を報告（参考資料2参照）していただきますので、必要な計測器類を取付けてください。必要な運転データ取得のための計測器及び発電量等の表示盤の設置経費については、新エネルギー等の導入事業費の補助対象とします。

1. 7 補助率

補助率は、補助対象経費の1/2以内が基本となりますが、太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーションについては、別途上限等が定められています。

注1：複数年度実施する事業の補助率については、原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

注2：予算執行上、一件当たりの年間の補助金額に上限を設けることがあります。

(1) 地方公共団体

地方公共団体 補助対象経費の1/2以内
(地方公共団体の出資比率が50%を超える第三セクターも含む。)

(2) 非営利民間団体

補助対象経費の1/2以内

(3) 社会システム枠

補助対象経費の1/2以内

(4) 新エネルギー等の種類による設備導入事業の補助上限

a) 太陽光発電

補助対象経費の1/2以内と、40万円/kWのいずれか低い額

注：計算に使用する「kW」は整数とする（小数以下切捨）

b) 風力発電

補助対象経費の1/2×0.8以内

ただし、ア)、イ)のいずれかを満たす場合は1/2×0.9以内、両方を満たす場合は1/2以内とします。

ア) IEC61400-1の耐風強度クラスI以外の風車について、以下の基準を全て満たす場合

- ・風車本体について、ハブ高さにおける風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のものとする。
- ・ヨー制御（パッシブ制御を含む）について、停電の際にも機能を十分確保できるものとする。
- ・風向・風速計について、風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のものとする。

イ) レセプタ及びダウンコンダクタについて、総電荷量600C、比エネルギー20MJ/Ωの雷電流を、ブレードを破損することなく、通電できるものとする。なお、ダウンコンダクタの温度上昇計算に係る安全率は2倍とする。

1. 9 交付要件

(1) 地方公共団体

1. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
2. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
3. 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の地方公共団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
4. 補助金対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる補給金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含む事業ではないこと。
5. 普及啓発事業を実施すること。

(2) 非営利民間団体

1. 継続的な非営利活動実績があること、または、今後の継続的でかつ具体的な非営利活動計画を有していること。
2. 営利を目的とした事業ではないこと。
3. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
4. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
5. 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の民間団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
6. 補助金対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる補給金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含む事業ではないこと。
7. 普及啓発事業を実施すること。

(3) 社会システム枠

1. 実施計画書に係る事業の計画が确实かつ合理的であること。
2. 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の民間団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
3. 補助金対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる補給金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含む事業ではないこと。
4. 地方自治体と共同申請すること。
5. 地方自治体と連携した普及啓発事業の実施ができること。
6. 地方自治体の財政支援等があること。（固定資産税の減免、土地の安価な貸付等）
7. 地方自治体の計画に当該事業が位置づけられていること。

注) 事業計画の确实性・合理性については、補助対象事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備も含め事業が确实かつ合理的に行われることを審査します。具体的な評価項目は、次項の「确实性・合理性に関する新エネルギー種別毎の基本的な評価項目」のとおり。

なお、離島地域において太陽光発電、風力発電若しくはバイオマス（発電・熱利用・燃料製造）を行う場合、又はマイクログリッドによる新エネルギーの導入を行う場合においては、上記要件のうち、1～5までを要件とします。

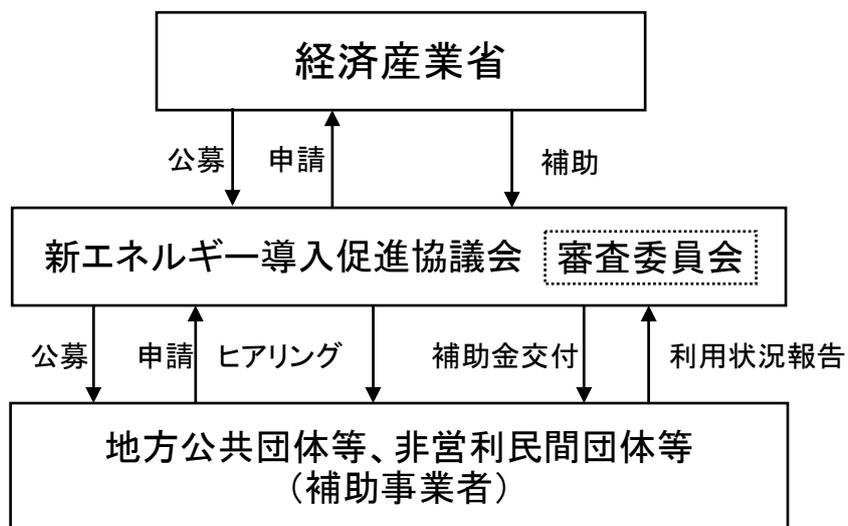
(2) 非営利民間団体

下表に掲げる基準以上であること。

a) 新エネルギー等

1	太陽光発電	太陽電池出力10kW以上又は複数地点の合計で10kW以上あること。(但し、1サイト平均2kW以上であること) (システムの定格出力でkW単位の小數切捨)
2	風力発電	規模、効率要件なし ・風況精査 1年間以上の風況観測を実際に実施していること。 観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。
3	太陽熱利用	規模要件なし 省エネ率10%以上(空調用途の場合)
4	温度差エネルギー	温度差エネルギー依存率40%以上
5	バイオマス発電	バイオマス依存率60%以上 1. 蒸気タービン方式 規模、効率要件なし 2. その他の発電方式 規模、効率要件なし
6	バイオマス熱利用	1. バイオマス利用型製造設備 規模、効率要件なし 2. 熱供給設備 バイオマス依存率60%以上 3. バイオマスコージェネレーション設備 バイオマス依存率60%以上
7	バイオマス燃料製造	1. メタン発酵方式 規模、効率要件なし 2. メタン発酵方式以外 ①バイオマス依存率60%以上 ②エネルギー回収率50%以上 ※バイオ燃料製造設備として、バイオエタノール等(バイオエタノール、脂肪酸メチルエステル、バイオETBE)を揮発油等に混和する設備(以下「混和設備」という。)を導入する場合は、上記①、②の要件に代えて適正な品質の燃料製造

2. 事業スキーム



3. 予算

(1) 補助金名

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金 (エネルギー対策特別会計)

(2) 平成21年度の公募予算額

約62億円

(3) 対象となる新エネルギー等

a) 新エネルギー

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、
バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、
水力発電、地熱発電

b) 革新的なエネルギー高度利用技術

天然ガスコージェネレーション、燃料電池

c) マイクログリッド (社会システム枠)

4. 実施方法

事業の実施については、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付規程」による他、以下によることとします。

本事業の申請にあたっては、上記交付規程及び以下をご熟読の上、申請してください。

4. 1 事業の公募について

協議会は、地域新エネルギー等導入促進事業を実施するにあたり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、協議会のホームページに掲載し公募します。

また、平成21年5月11日（月）から 全国9カ所（東京、仙台、札幌、福岡、大阪、高松、名古屋、広島、沖縄）にて公募説明会を開催します。詳しくは、協議会ホームページをご覧ください。なお、公募説明会への出席は申請するための条件ではありません。

注：協議会ホームページ (<http://www.nepc.or.jp/>)

4. 2 交付の申請について

申請される団体は記入例に従い、「8. 提出書類（p34 参照）」に記載された書類を作成し、各2部（正1部、副1部）を協議会に提出してください。

注1：今回本補助金の交付を受けて、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電を行う設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電する場合には、特段の事情がある場合を除き、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第9条に定める新エネルギー等発電設備の認定（以下「RPS法の設備認定」という。）を受けることを補助金交付の条件とします。また、本補助金申請事業者が過去本補助金の交付を受けて上記設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電している場合には、特段の事情がある場合を除き、それら全ての設備についてRPS法の設備認定を受けていることを（全エネルギー種別）補助金交付の条件とします。具体的には、補助金申請の際に、認定を既に受けている事業は経済産業大臣の認定通知のコピー、申請中の事業は申請書のコピーを、申請予定の事業はその旨の誓約書（P111参照）を添付していただく必要があります。ただし、申請中及び申請予定の設備については、申請の結果が出た時点でその結果を報告していただくことになります。

注2：風力発電等による売電事業の場合は、売電予定価格に係る売電先企業（電力会社等）との覚書等の写しを提出してください。予定価格が決まっていない場合は、交渉先との折衝記録あるいは売電予定価格の最低額が確認できる書類などを提出してください。

4. 3 交付の決定について

協議会は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協議会が実施する「確定検査」により決定されるものであり（4. 7）実績報告及び額の確定について（p28 参照）、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意下さい。

また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

なお、補助事業の採否の決定にあたっては、「5. 審査（p31 参照）」に基づき審査を行います。

4. 4 補助事業の開始について

補助事業者は、協議会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。なお、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなります。設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。

- ①発注日、契約日は、協議会の交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ②補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によって相手先を決定すること。
- ③競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ④補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。
なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤当該年度に実施された設計、機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑥複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

4. 5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の15%以内で変更する場合は、協議会の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として協議会の承認を受ける必要はありません。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ協議会に報告し、協議会の指示に従ってください。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

4. 6 補助事業の完了について

当該年度の補助事業に係る補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。工事の完了ではありませんのでご注意ください。

注：間接補助事業の場合は、当該地方公共団体から間接補助事業者に対する支出義務額の支出完了をもって補助事業の完了とします。

4. 7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内或いは平成22年2月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協議会は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

注：間接補助事業の場合で、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

4. 8 補助金の支払いについて

補助事業者は、協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

4. 9 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

4. 10 間接補助金の交付の際に付すべき条件について

地方公共団体は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、交付規程第23条の規定に基づき条件を付さなければなりません。

4. 11 プレス発表について

協議会は、補助金の交付決定後に、補助事業者名、事業名、事業概要、外部審査委員名等をプレス発表するとともに協議会ホームページで公開します。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのあるものについては、原則公開しません。

4. 12 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した新エネルギー等の設備）の利用状況報告を本格稼働後最低4年間行っていただき、適宜評価等を行います。報告内容につきましては、「参考資料2」をご覧ください。また、提出方法及び報告書の様式は、毎年5月頃補助事業者へ連絡いたします。

注1：利用状況報告を提出していただけない場合、事業者名を公表することがあります。

注2：計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。

4. 13 罰則・加算金等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. 14 アンケート調査について

補助事業者は、協議会が事業効果の把握の目的で行うアンケート調査に対し、ご回答頂くこととなります。ご留意下さい。

4. 15 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、協議会が開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

5. 審査

5. 1 審査方法

交付要件等の審査を行った後、必要に応じて開催する外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い、採択案件を選定します。

5. 2 審査項目

次の審査項目について評価し、また地域バランス、新エネルギー等種別のバランス等を踏まえ、総合的に審査します。

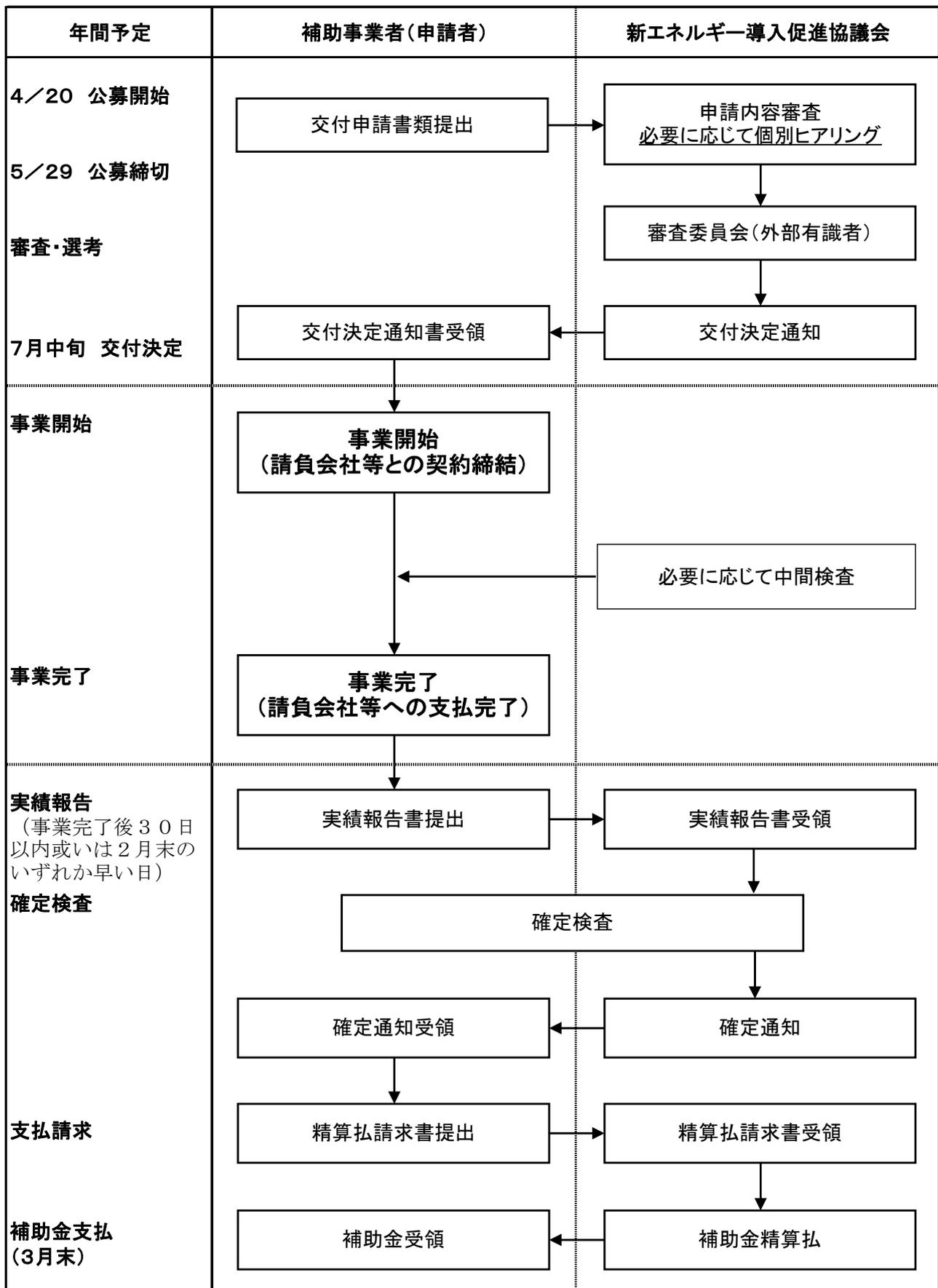
- ① 他の地方公共団体、民間団体等に対する波及性（経済性を高く評価します。）
- ② 当該地域のエネルギー・環境対策への貢献
- ③ 地域における取組みとしての先進性

なお、地方公共団体及び特定非営利活動法人（環境の保全を図る活動、科学技術の振興を図る活動を行う法人のうち、「新エネルギー等の導入・普及・啓発」事業の実施を目的に掲げているものに限る）の案件、経済産業省・文部科学省・農林水産省および環境省の協議に基づく「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の認定を受けている案件、天然ガスコージェネレーションに係る申請案件のうち、原油換算50k l /年以上のバイオガスを燃料として利用する申請案件、地方公共団体が「新エネルギー・パートナーシップ構想」に基づいて行う設備導入事業の申請案件について優先します。

注：「新エネルギー・パートナーシップ構想」とは、地方公共団体が他の地方公共団体や民間事業者と連携し、それぞれのメリットを生かし相互に補完的に連携する「新エネルギー・パートナーシップ構想」を策定し、その構想に基づき新エネルギー等の設備導入を行う事業。

（例 地方公共団体が他の地方公共団体が所有する土地を安価で借り受け、当該地において新エネルギー等の設備導入を行う事業 等）

6. 年間スケジュール



7. 公募期間及び書類提出先

7. 1 公募期間

平成21年4月20日（月） ～ 5月29日（金） 17:00（必着）

注：今年度については、秋にも公募を予定しております。

7. 2 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務グループ

TEL：03-5979-7621

注：お問い合わせは、業務時間内（土日祝日を除く9:00～12:00及び13:00～17:00）にお願いいたします。

7. 3 提出方法

持参 又は 郵送等

注1：持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日祝日を除く9:30～12:00及び13:00～17:00）にご持参ください。

注2：郵送等の場合は、電話で申請書が届いたことをご確認ください。

7. 4 資料の配付

上記問い合わせ先において、関係資料の配付、郵送サービスを行っております。

また、協議会のホームページでも、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

（協議会ホームページ URL : <http://www.nepc.or.jp/>）

8. 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。

(1) 補助金交付申請書 【様式1】

(2) 消費税等仕入控除税額についての届出書 【追加様式】

- ・ 非課税事業者に該当する場合 :【消費税1】
- ・ 課税事業者に該当する場合 :【消費税2】
- ・ 特別会計による事業で特定収入割合が5%超の場合等 :【消費税3】

(3) 実施計画書

- ①太陽光発電 :【様式2】
- ②風力発電 :【様式2】
- ③太陽熱利用 :【様式2】
- ④温度差エネルギー :【様式2】
- ⑤バイオマス発電 :【様式2】
- ⑥バイオマス熱利用 :【様式2】
- ⑦バイオマス燃料製造 :【様式2】
- ⑧雪氷熱利用 :【様式2】
- ⑨水力発電 :【様式2】
- ⑩地熱発電 :【様式2】
- ⑪天然ガスコージェネレーション :【様式2】
- ⑫燃料電池 :【様式2】
- ・ 事業経費の配分 :【別紙3】
- ・ 資金調達の予定 :【別紙4】

(4) 実施計画書の添付書類

- ・ 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体） :【別紙4-1】
- ・ 事業実施体制 :【別紙5】・【別紙8】
- ・ 事業実施予定スケジュール :【別紙6】
- ・ 省エネルギー・環境改善効果 :【別紙7】
- ・ 間接補助事業における地方公共団体の関与について :【別紙9】

注：事業実施者が第3セクター等の場合に添付すること。

- ・ 団体の定款・登記・財務諸表等

注：事業実施者が非営利民間団体の場合に添付すること。

(5) その他各エネルギー分野別の必要書類

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。